

富山県氷見市
長坂貴船遺跡

試掘調査報告書

昭和57年3月

氷見市教育委員会

発刊にあたって

近年、永見市においては宅地造成、道路建設、は場整備などの地域開発がめざましく進展し、文化財保護と地域開発との調整がいろいろ問題になってきております。

今回調査をいたしました長坂貴船遺跡も例外でなく、昭和55年度から3ヶ年計画で団体は場整備事業が実施されることになり、永見市教育委員会ではこれに先立ち県費補助を得て、試掘調査をおこないました。その結果、遺構残存部分を、隣地に自生する県指定文化財「長坂大イヌクス」の水源地確保とを兼ねて、現状保存することになりました。

なお、文末ではありますが、試掘調査および遺跡保存措置にあたり多大な御協力をいただいた、長坂地区の皆様、永見市土地改良区、ならびに関係者各位に、心からの謝意を表するものであります。

永見市教育委員会

教育長 新井志津雄

目 次

1. 遺跡の地形と周辺の遺跡	1
2. 調査に至るまで	2
3. 調査の目的・方法	2
4. 調査の経過	2
5. 遺構	4
6. 遺物	6
7. 結びにかえて	8

図版目次

図版1	昭和30年代の長坂貴船遺跡
図版2	調査区全景
図版3	発掘状況など
図版4	出土遺物
図版5	現状保存部分など
参考文献	

例 言

1. 本書は、富山県永見市教育委員会が長坂貴船遺跡で昭和56年5月実施した試掘調査の報告である。
2. 調査は永見市教育委員会社会教育課主事小堀卓治、同学校員岡本恭一が担当し、課員の協力のもとにこれを実施した。
3. 調査にあたっては、濱 昭、本多敬七、児島清文、円 仏三郎兵衛の諸氏、ならびに県埋蔵文化財センターの古 岡英明所長ほか、岸本雅敏、酒井重洋、奥村吉信の諸氏 の指導を得た。
4. 本書の作成は小堀、岡本のほか社会教育課主事荻野直 樹があたったが、出土遺物については、濱 昭氏、小島 俊彰氏の御教示を得た。
5. 遺物の整理、実測には、上野由紀子さん、清水美保子 さん、田中恵さんの協力を得た。

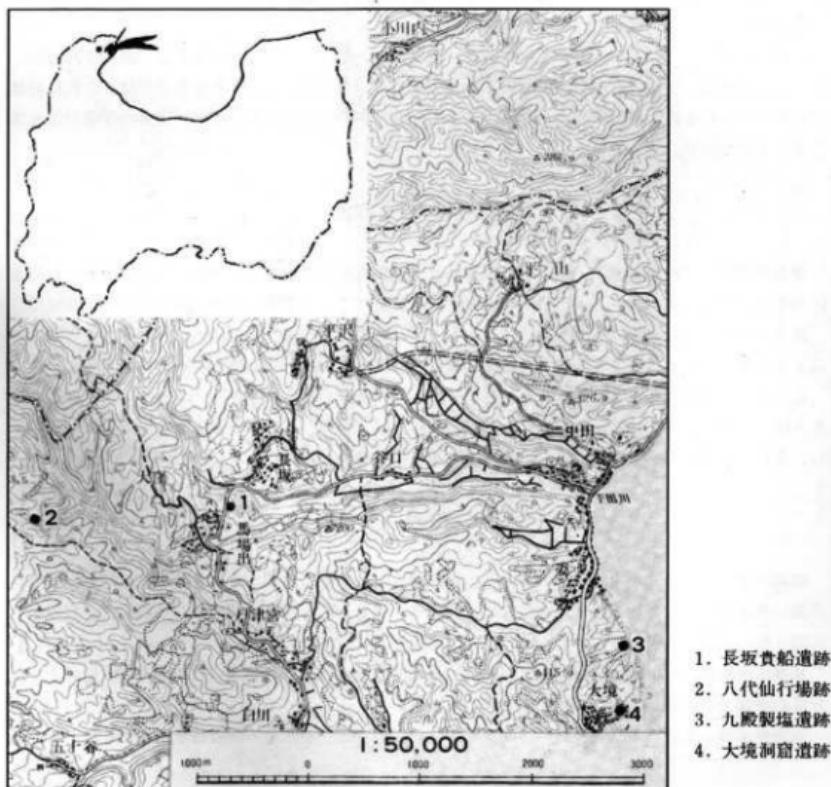
1. 遺跡の地形と周辺の遺跡

氷見市は、能登半島東側の基部に位置している。市街の南西にそびえる宝達山(637.2m)を基点として宝達丘陵が北東に延び、石動山(565m)に至り、これより石動山丘陵として崎山半島を走り、断崖となって富山湾に落ち込んでいる。

また、宝達丘陵の北部に続く石動山山塊の北西斜面には、断層崖に沿って、呂知渴低地が南北に延びている。

一方、この山塊の嶺線を境にして、南東方向には、緩傾斜の丘陵が幾条も延び、各々の丘陵には、北から下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川などの中小河川が刻まれている。また、これら中小河川の浸蝕によって区切られた諸丘陵が、副分水嶺として海岸線に直角に配列している。

各河川の谷形は、往古、沈降して入江となり、海の隆起によってつくられた河谷平野が、さらに浸



第1図 位置と周辺の遺跡

蝕されて形成された地形で(1963・松島洋)、長坂貴船遺跡も、下田川によってつくられた小浸蝕谷の標高80m~90m前後の舌状台地上に位置している。この古地図には、大蔵堂塔大工の手になる長坂神社や、県指定文化財「長坂の大イヌクス」がある。

また、周辺の遺跡として、海進期の海蝕洞窟を利用した洞窟遺跡一国指定文化財「大境洞窟遺跡」一や、同遺跡の北方台地上には、昭和49年に発掘された「九殿製塙遺跡」などがある。さらに、石動山に源を発する宇波川上流戸津宮地内には、石動山天平寺の「八代仙行場跡」が知られている。

2. 調査に至るまで

長坂貴船遺跡は、昭和36年、大イヌクスの南側の畠地を水田に変更した際に発見された。さらに、一般地方道平・阿尾線の改修工事、および下田川に懸る長坂大橋の永久橋化に伴う付近の土砂採集の際にも遺物が出土したと伝えられている。当時の遺物として、縄文土器片、石斧、石鎌、石錐の出土が伝えられているが、現在その所在は不明である。

昭和56年度から、3ヶ年計画で本遺跡を含む長坂地区一帯に、団体は場整備事業が計画され、56、57年には遺跡地一帯が工事実施区域に入ることになった。そこで、氷見市教育委員会は、これに対処するため、56年4月に事前踏査を、5月に工事に先立つ事前試掘調査を行ない、遺跡の保護対策を講じることとなった。

3. 調査の目的・方法

調査地区は、一般地方道平・阿尾線の東側部分、56年度は場整備事業工区 32haを対象とし、対象区内をほぼ南から北へ流れ、下田川に合流する小川谷をはさんで北側をA区、南側をB区と分けた。

調査の目的は、①遺跡の範囲を確認すること。②遺跡内にどのような遺構、遺物が存在するかを確認すること。の2点の成果をふまえ、遺跡保護のための具体的な方法を提示することであった。

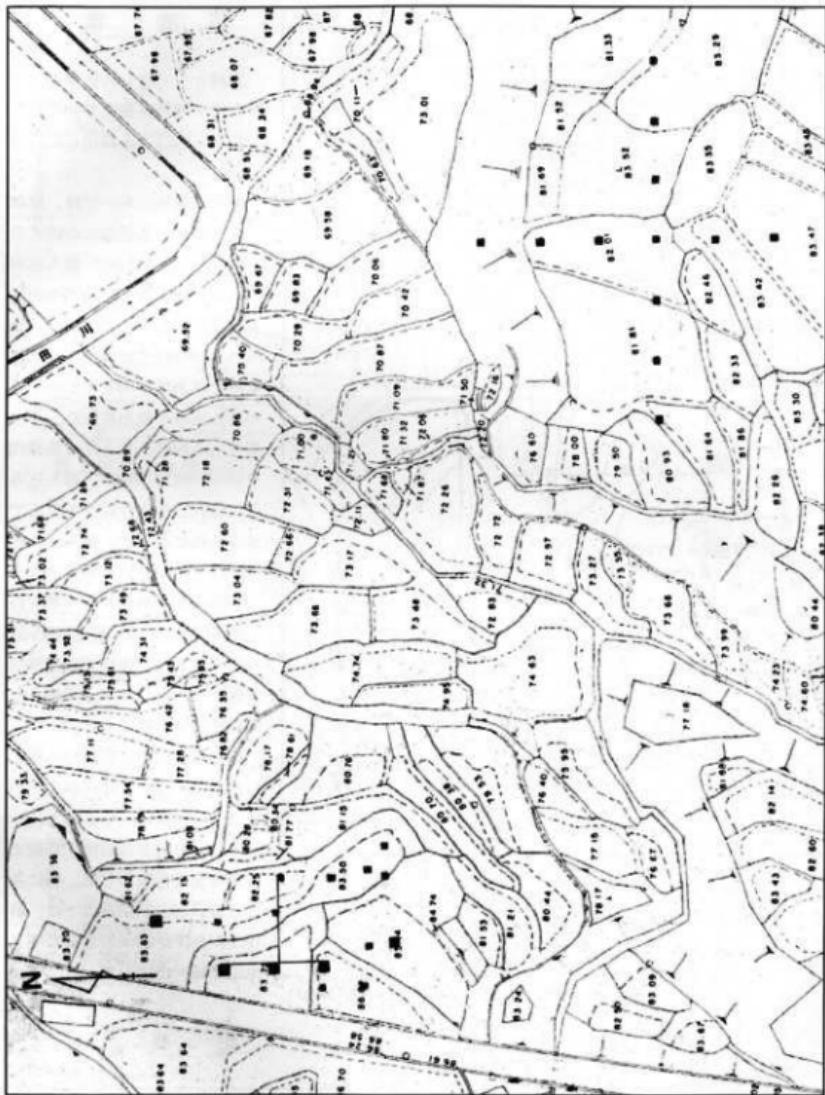
したがって調査の方法は、事前踏査、および地区住民からの聞き取りをもとに、1m四方の試掘坑をA区で16ヶ所、B区で13ヶ所設定し、各試掘坑における遺構、遺物の有無、地山までの層序を調査し、それらの結果をもとに試掘坑を順次抜け、遺跡の性格を把握するように努めた。

4. 調査の経過

昭和56年5月19日(火)から25日(月)にわたり、事前踏査の成果をふまえ、A・B両対象区内の一一番標高の高い水田面に南北を軸とした基準線を決定し、それをもとに水田の地形にあわせて、A・B両区で計29ヶ所の試掘坑を決定した。

試掘坑決定後、まずA区の坪掘りから開始し、遺構の有無の確認、各試掘坑の層序の調査を終えた後、B区の坪掘りを開始し、A区同様の調査を行った。

調査終了後、文化財審議会において調査結果を検討のうえ、本遺跡の保護措置を決定した。



第2図 調査区の地形と試掘場の位置

5. 遺構

遺構としては、A区第2、第5、第9の各試掘において計8ヶ所の落ち込みを検出した。(第5図)

第2試掘場においては、試掘場中央部から東壁側にかけての落ち込みを検出した。落ち込みの西壁は、南側では約25cmのしっかりしたものであるが、北側へいくにつれて緩傾斜となり、北側では上層を同じくした二重の落ち込みが検出された。また落ち込み西壁上層には長径70~50cmの礫と小礫が、落ち込み内に流れ込むようにして並んで検出された。また、落ち込み内からは、やや浮いた状態で大形の土器片が検出された(第6図・第8図1・2)が、同落ち込み内の覆土は、肉眼では遺物包含層とは区別できず、遺構としての性格は不明である。

他の二ヵ所の試掘場から検出した遺構については、地山上の輪郭の確認だけにとどめた。

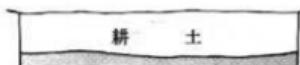
また、B区では遺構、遺物ともに検出できなかった。特に第19、22、23、24試掘場では、耕作土がわずか20cmにも満たず、地山に続いていた。



第3図 A区拡大図

■部分 長坂大イヌクス
■部分 現状保存部分

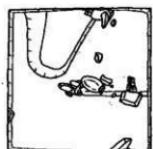
南 壁



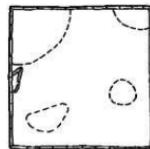
北 壁



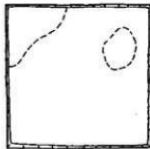
第4図 B区標準土層(第23試掘場 %)



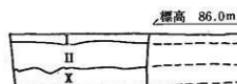
第2試掘坑平面



第5試掘坑平面



第9試掘坑平面



第2試掘坑東壁断面

第5試掘坑東壁断面



第9試掘坑東壁断面

Aライン断面図



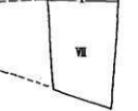
第5試掘坑南壁断面

Bライン断面図

- I 灰色土（耕土）
- II 茶灰色砂土
- III 黄灰白色粘質土（第6図）
- IV 青灰白色粘質土（第6図）
- V 黑灰色砂土（遺物包含層）
- VI 茶褐色砂土
- VII 淡茶褐色砂土

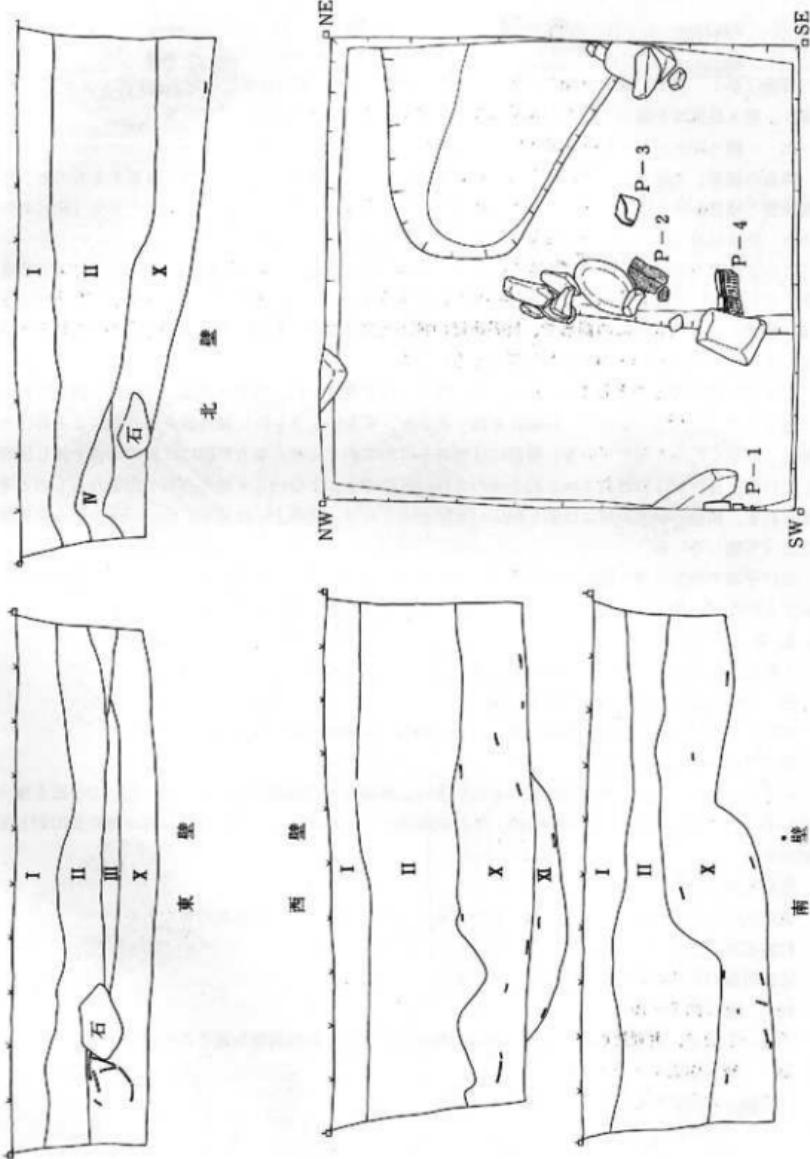
第6試掘坑
南壁断面

0 1 2 3m



第7試掘坑北壁断面

第5図



第6図 第2試掘坑断面図・平面図 (1/2)

6. 遺物

遺物は第1、第2、第3、第5、第6、第7、第9、第12、第14試掘場から出土しているが、第2、第5、第9試掘場を除いて全て田地造成時の擾乱層からの出土である。

土器 (図7-1~15・図8・図版4-①~③)

調査の結果、土器としては縄文時代中期後葉の串田新式（小杉高校地歴1952）に属するものと、中期後葉と後期初頭の中間に位置される前田式（1972・74小島）に属するものが、コンテナ（60×40×15cm）半箱分出土した。いずれも破片で、磨滅が著しく、もろいものが多い。

このうち図8-1、図7-1~5に代表される平縁の器形で、貝殻文と凹線文を組み合せた文様を施文するものが、串田新I式（1972・74小島）に属するものである。また図7-6・7、図版4-②上段に代表される波状口縁の器形で、貝殻腹縁の押圧施文がなく、裏面口縁部に隆帯を貼り付けるものが、串田新II式（1972・74小島）に属するものである。

前田式に属するものとしては、図8-3、図7-14が挙げられ、図8-3は、口縁部、頸部で約1/2が復元でき、口径22cmを測る。口縁は平縁であるが、6ないし7ヶ所に器外面からの指による押圧を加え、簡単な凹みを施している。頸部には四線を方形にめぐらせ、各方形間には縦の凹線を施し区画している。各方形は長辺約7cmと約5cmの2種に区別でき、7ないし8個の方形が配されるものと考えられる。頸部と胴部の境には低く幅広い突帯をめぐらせ、突帯上には長径0.8~1.3cmの凹みを刺突によって施している。

他に平縁で頸部に浅く幅広い凹線をめぐらすもの（図8-2）や波状口縁で浅く幅狭い凹線をめぐらすものなど（図7-8~10）が存在するが、いずれの型式に属するか不明である。

土製品 (図版4-②-13)

土製品としては、メンコ状土版が1点出土している。

石器 (図7-16~26・図版4-④)

石器としては、磨製石斧、打製石斧、石鎌、削器、石錐が出土している。

石鎌 (図7-20~26)

いずれも無茎であり、平基式に近いものが多い。側縁からの細部調整痕は、23を除いて全面を覆っている。23の細部調整痕は、主剥離面、先行剥離面とともに側縁部のみである。石質は輝石安山岩と玉髓である。

磨製石斧 (図版4-④-1~4)

定角式のものと自然の礫面を残したものがある。図7-17は、小型磨製石斧である。

打製石斧 (図7-18)

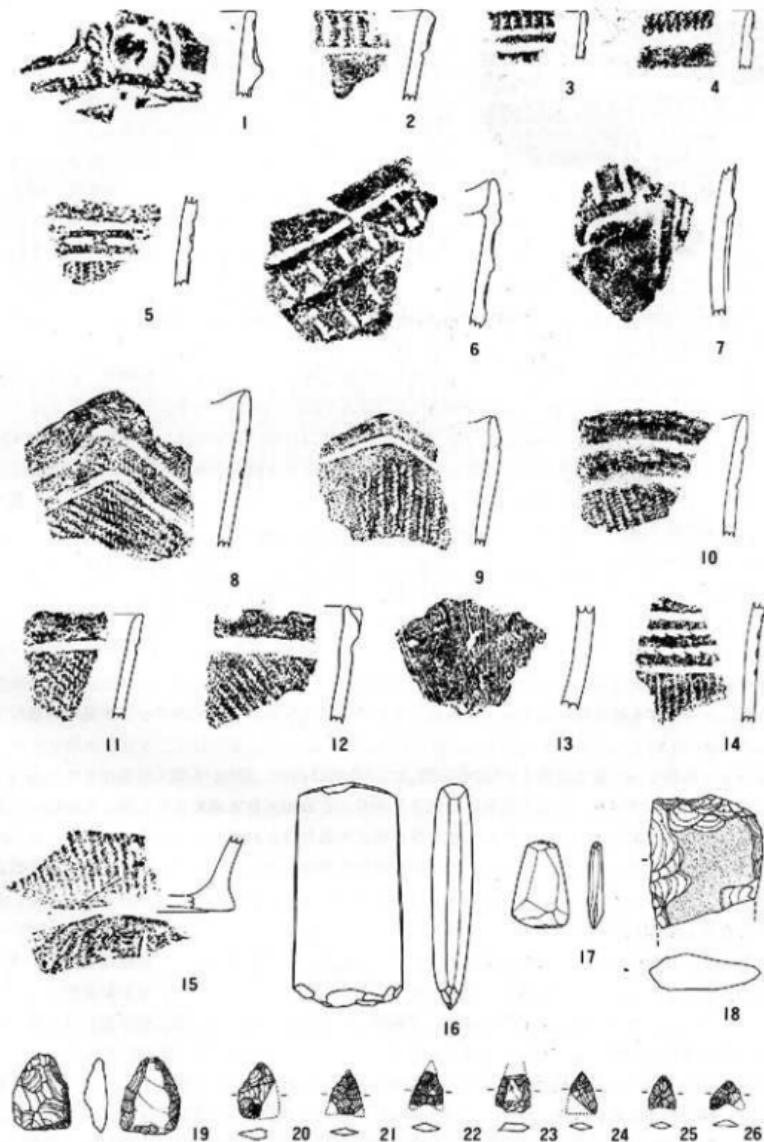
安山岩製のものの破片が1点出土している。

削器 (図7-19)

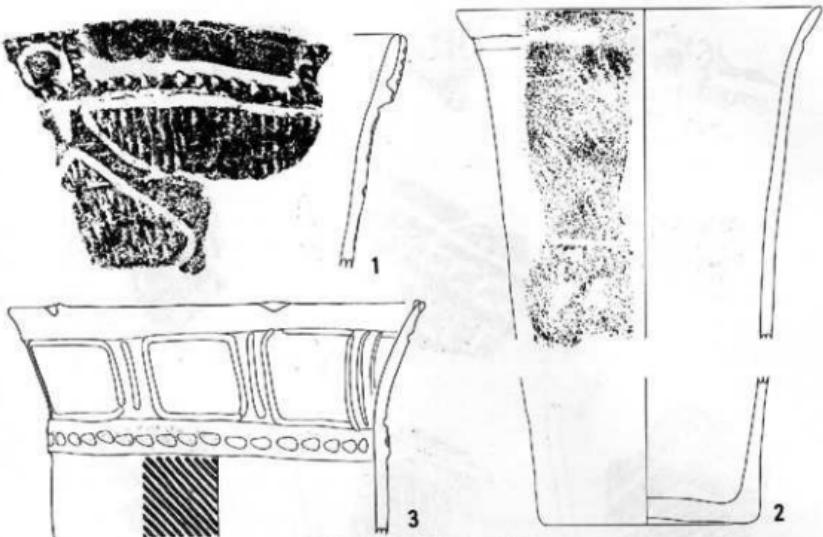
チャート製で、主剥離面の両側縁と先行剥離面の片側縁に細部調整が施されている。

石錐 (図版4-④-13)

重さ58gの小型のもの1点が出土している。



第7図 長坂貴船遺跡出土土器石器(3)



第8図 第2試掘場出土土器

1 = 第5図P-4 2 = P-2・P-3 3 = P-1

7. 結びにかえて

今回試掘調査を行った「長坂貢船遺跡」周辺の地名について若干述べてみたい。

長坂という大字名は、明治22年から使われ、はじめ射水郡女良村、昭和29年から氷見市の現行大字となつた。

しかし、長坂という地名は古く、「越中志徵」に、「比村は山田、落合、大橋、馬場出とて村落數ヶ所に分れ、各小名を呼べり。長坂の邑名は此地より能登の石動山へ登る通路なりし故に長坂村の名起れりといへり」と、あるように、石動山へ続く長い坂から名付けられたとしている。

また、南北朝期の延文四年(正平14年・1359年)得田貞章の軍忠状に「去7月18日、越中国長坂口令発向」とあり、ここでも、この村が石動山への登り口の一つで、石動山の政治経済を支えた大切な道であったことが知れる。

今でこそ、地名にしか残されていないが、中世には石動山の影響を受けてこの地にも多くの寺院僧坊があつたらしく、「氷見市地名考」から関係地名を捨ると、センニヨドウ、カンジョウジ、ダイソリボウ、ホウシンボウ、ギオンドウのほか、寺屋敷、不動、堂ノ前、堂ノ東、堂ノ上、堂ノ窪、社ノ上、古寺、僧徒、堂坂、などがあげられる。

一方、現在の鎮守長坂神社は、延喜式内社伊須流伎比古神社を勧請したもので、もと五社権現と称したが、明治11年長坂神社と改称され、同39年現在の社殿が大塙大工の手によって造営された。

長坂の地名由来については、字義通り長い坂の意であることに誤りはない。

ただし、ナガサカがナガサワの音便転訛ではないかという説(1980年、中葉博文)も一考

をする。ナガは、文字どうり長い、大きいの意。サワは山間の渓谷という意から、ナガサワは、山あいの水の豊富な沢沿いの底地（低地）という説に注目したい。遺跡地名に冠されている貴船という小字は、すなわち、京都の貴船町に本拠を置く貴船神社を勧請したものでないか。貴船神社の祭神はクラオカミとタカオカミの二座。ともに、雨と水を司る神で、吉来より祈雨・止雨の神として知られている。つまり、貴船神が祀られているということは、この地に水の神を祭る必要性があったからに相違ない。このことは、現在の地形がどうであろうとも、かつてはこれを祭祀するにたる暴れ川であった（1962・児島清文）、ことを物語っている。

長坂のほか氷見の貴船（木船）神について、正徳二年（1712年）9月、射水郡十村より郡奉行に提出した郡内の堂宇書上「正徳社号帳」で調べてみると、蒲田村木舟神社、神代村木舟大明神、上久津呂村貴布齋大明神の三社のみで、前二社は神代川、後の一社は万尾川の支流が通るだけで、現在の河川景観からすれば、確かに暴れ川というイメージからは遠い。しかし、長年の河川の堆積作用と、人の手になる改修ということも忘れてはならない。その良い例が、余川上流、上余川に残る「キブネ」という俗称である。社神は早く合祀され、長坂「貴船」と同じく地名にのみ名をとどめているが、この川は人も知る暴れ川で、近年まで流域の田畠、人家に大きな被害を与えていたが、上流に寺尾防災ダム、高戸ダムなどが築かれ、おだやかな流れに変わった。

また、長坂貴船遺跡の東側を流れる下田川も、幾度かの改修を受け、暴れ川という名には適さない流れになっている。

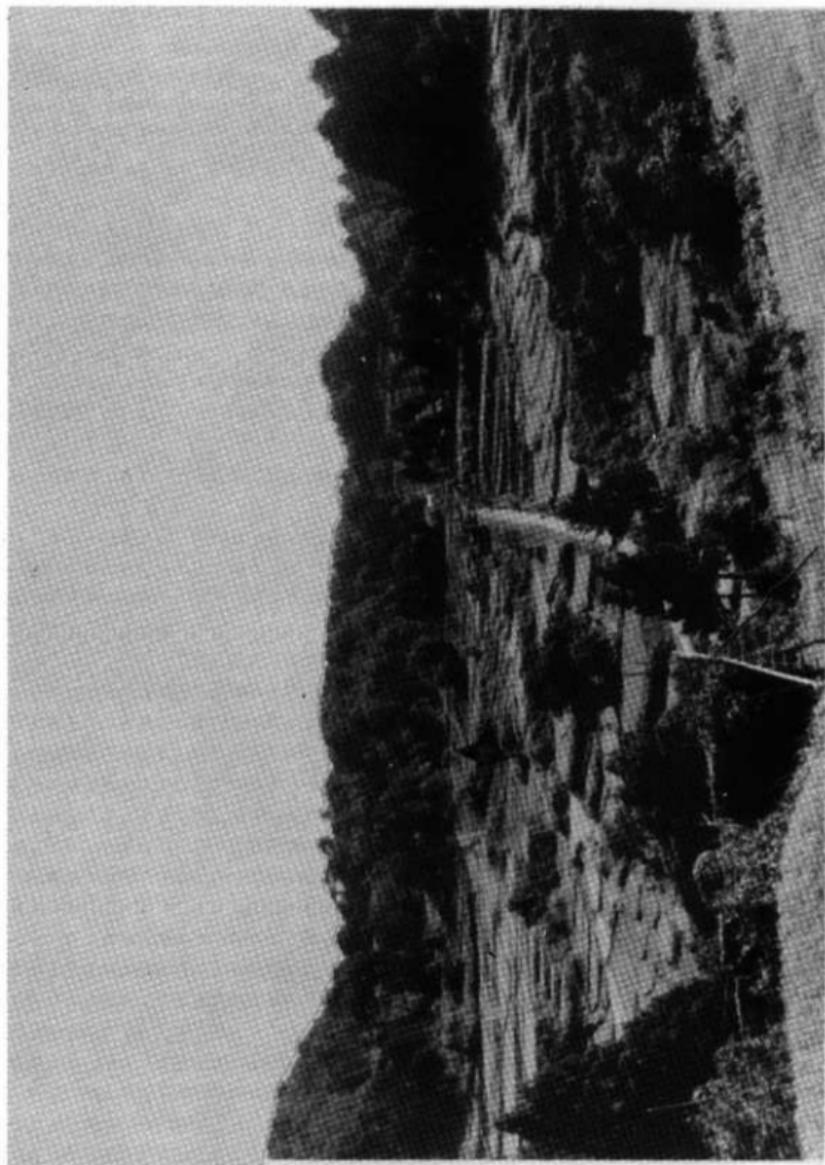
また、この地は、市内でも有数の地に地帯に属し、人々は地に地の跡を利用して水田を拓いていた。米への執着が、人々をして山の頂まで棚田を開かせたが、地に地はもちろん、河川はんらん、日照りは人々をして畏怖せしめた。古く、信仰の対象として堂宇や仏塔などをもたないところ、人々は巨大な岩、神さびた樹木、や杜そのものに畏敬の念を抱いた。あるいは、日常の生活を持込んでではない場所一神域一への畏敬の思いが、人々の心を支配していた時代もあった。

遺跡北側に位置する、県指定文化財「長坂の大イヌクス」が、往時の長坂貴船神社の神木、あるいは杜のなかの一本ではなかったかというのは、あまりにも唐突だろうか。氷見の古社境内に、^筆イヌクスの古木や巨木を見ることは、そんなに難しいことではない。小境の朝日神社、下田子の藤波神社、坂田の石武雄神社、味川の阿努神社などには、今もイヌクスの巨木を目にすることができる。このことは、神社境内に人の手によって人為的に植えられたというよりは、イヌクスなどが自生する杜そのものを禁足の神域一神の宿る場所として崇めた、と解釈するのが妥当であろう。むやみに侵してはならない場所—神域—として、杜や神さびた巨木が最も在り、後に人間の手によって信仰の具体的対象物である堂宇が建てられた。さらに、薪火やより有力な杜に合祀されることによって、堂宇と杜地は消滅し、杜のなかの幾本かの巨木と人々の記憶の中にのみ語り継がれたのではなかったか。それにともなう、神社・杜地にまつわるタブーは多い。現に、この大イヌクスの東側に隣接する小さな田には、常時清水が湧出で、人々の間では今でも、足を洗ったり下肥を施したりしてはならないとするタブーが生きている。

今回の試掘調査の結果、長坂貴船遺跡は、縄文中期後葉の遺跡であることが判明したが、ごく限られた範囲を除いて、これまでの田地造成、橋梁、道路敷設の際の土取りや掘削により、大半の遺構・遺物が消滅してしまったと考えられる。

このうち、遺構残存部分と、今は消滅して名のみ留める貴船神にゆかりの大イヌクスが、地元及び氷見市土地改良区の御好意により現状保存されることを、地区的皆さんとともに喜びを分ちあいたい。

^筆万葉集にも詠われたツママの木。
地元ではタブーの木ともいいう。



昭和30年代の長坂貴船遺跡

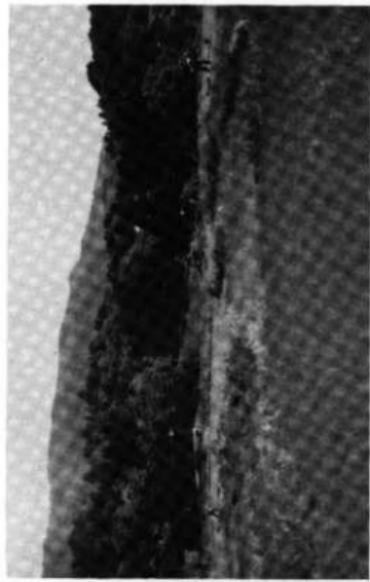


A 調 査 区



B 調 査 区

3 図 質 3



A 区発掘状況



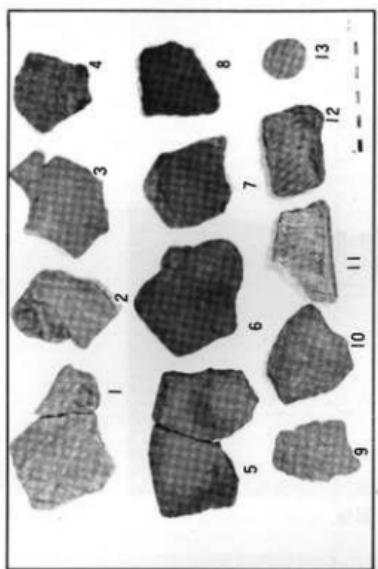
B 区発掘状況



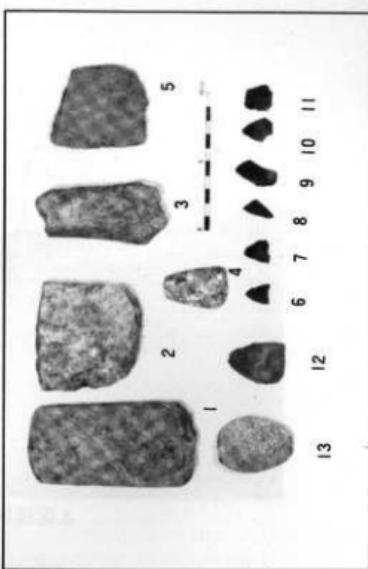
第 9 試掘坑落ち込み検出状況



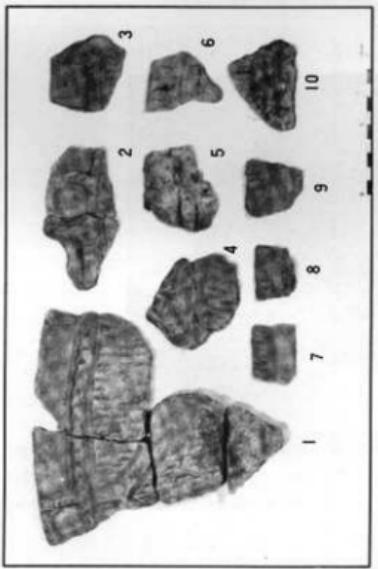
第 5 試掘坑落ち込み検出状況



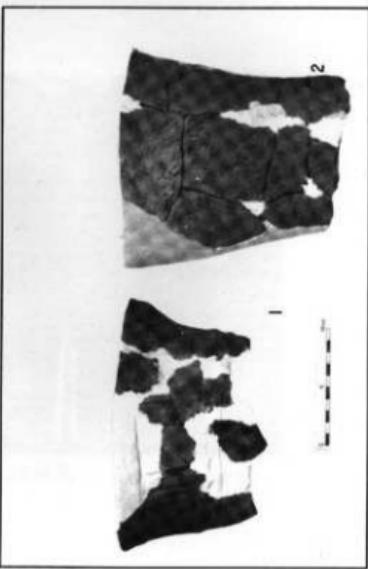
②



④



①



③

長坂貴船遺跡出土遺物



A区現状保存部分



長坂の大イヌクス

— 参 考 文 献 —

- 朝倉治彦他 1963 神話伝説辞典
石川県 1977 石川県の環境地理
石川県図書館協会 越中志微 撤刊版
鏡味完二他 1977 地名の語源
児島清文 1962 水見の地名考
小島後彰 1972 繩文時代中期 富山 富山県史考古編
小島後彰 1974 北陸の繩文中期の編年 大綱第5号
小杉高等学校地歴班 1952 串田新遺跡調査報告書

- 竹内理三他 1900 日本地名大辞典16富山
富山県 1966 二上山学術調査報告書
中葉博文 1980 水見市地名の研究
水見高等学校地史クラブ 1964 富山県水見地方考古学遺跡と遺物
水見市教育委員会 1975 九郎製塙遺跡発掘報告書
水見市百年史編集委員会 1968 水見市百年史
松島洋 1963 水見市史 前編 自然環境

富山県氷見市
長坂貴船遺跡
試掘調査報告書

発行日 昭和 57 年 3 月 31 日
発行者 氷見市教育委員会
編集者
印刷者 アヤト印刷株式会社